

令和4年第10回宇城市農業委員会総会議事録

日時：令和4年10月11日（火）

午後2時02分から午後2時33分

場所：不知火防災拠点センター

研修室1・2・3

○出席委員

（農業委員）

1 番	欠	2 番	田口 昭也	3 番	中山 秀光
4 番	欠	5 番	欠	6 番	本郷 幸弘
7 番	本崎 弘	8 番	山田 哲郎	9 番	川村 良行
10 番	坂本 節子	11 番	吉田 次一	12 番	城塚 正
13 番	本田 久				

（農地利用最適化推進委員）

中田 修	上村 祐二	高田 則義
村山 安次	五嶋 一精	中林 則文
村嶋 政弘	早川 一伸	欠
村田 彰	欠	欠
上村 君博	欠	西村 誠一
百家 美代子	欠	野田 眞語
小田 直之	川端 幸浩	

○欠席委員

農業委員

正垣 安博	坂下 憲明
澤村 輝彦	

農地利用最適化推進委員

中塘 万格人	河野 公明
田中 起代登	森田 良光
小路 正美	

○事務局出席者：（事務局長）岩竹 泰治 （審議員）園田 弥生 （主任主事）立岩 朋夏

議事日程（開議：午後2時02分）

日程第1 議事録署名委員の決定について

日程第2 会期の決定について

日程第3 議案第50号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第4 議案第51号 農地法第4条の規定による許可申請について

日程第5 議案第52号 農地法第5条の規定による許可申請について

日程第6 議案第53号 農業経営基盤強化促進事業の実施に伴う宇城市農用地利用集積計画の決定について

開 会 (午後 2 時 02 分) 職務代理者の号令による起立・礼

事務局長 ただ今から令和 4 年第 10 回宇城市農業委員会総会を開会いたします。本日の総会への出席者は、農業委員総数 13 名中 10 名の出席でございますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項及び宇城市農業委員会会議規則第 7 条の規定に基づき、総会が成立することをご報告申し上げます。
開会にあたりまして、中山会長がご挨拶申し上げます。

会 長 皆さんこんにちは。先月は台風 14 号と 15 号が来ました。亡くなられた方のご冥福と被害にあわれた皆様にお見舞いを申し上げます。幸い宇城市においては、難を逃れたような感じで安心したところです。また、新型コロナウイルスの影響で推進委員の皆様には、たいへんご迷惑を度々お掛けしております。感染状態もだいぶ緩和しているようですが、これからも基本的感染予防には努めていただきたいと思います。
それでは審議に入りたいと思います。よろしくお願いいたします。

議 長 これより令和 4 年第 10 回宇城市農業委員会総会を開催いたします。
日程第 1、議事録署名委員の指名を行います。
署名委員は、会議規則第 15 条第 2 項の規定により、8 番 山田委員、9 番 川村委員を指名いたします。

議 長 日程第 2、会期の決定を議題とし、お諮りいたします。
本総会の会期は、本日 1 日と決定したいと思いますが、ご異議のない方の挙手を求めます。
(委員挙手)

議 長 全員挙手です。よって本総会の会期は、本日 1 日と決定されました。

議 長 日程第 3、議案第 50 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を上程し、議題といたします。
議案第 50 号につきまして、事務局より提案理由の説明を求めます。事務局。

事務局 議案第 50 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について
次のとおり、許可申請があったので審議を求める。
令和 4 年 10 月 11 日提出 宇城市農業委員会会長 中山秀光
農地法第 3 条の規定による許可申請について、農地法関係事務処理要領の第 1 の 2 の (1) の規定により、意見を決定するため審議を求める。以上です。

議 長 それでは、各委員から案件につきましての説明及び現地調査報告をお願いい

議長

村嶋推進委員

村田推進委員

坂本委員

川端推進委員

議長

議長

議長

3

議 長 全員挙手です。よって、議案第 50 号は原案どおり承認することに決定されました。

議 長 日程第 4、議案第 51 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を上程し、議題といたします。

議案第 51 号につきまして、事務局より提案理由の説明を求めます。事務局。

事務局 議案第 51 号、農地法第 4 条の規定による許可申請について
次のとおり許可申請があったので審議を求める。

令和 4 年 10 月 11 日提出 宇城市農業委員会会長 中山秀光

農地法第 4 条の規定による許可申請について、農地法関係事務処理要領の第 4 の 1 の(4)のアの規定により意見を決定するため審議を求める。以上です。

議 長 それでは、委員から案件につきまして説明及び現地調査報告をお願いいたします。調査報告にあたっては、省略することなく他の委員にも状況が解るように説明をお願いいたします。

議 長 申請番号 1 番は、
松橋 3 河野委員に代わりまして
松橋 2 村田委員より
説明を求めます。

村田推進委員 申請番号 1 番について説明します。転用理由は個人住宅です。隣接農地はございません。排水同意は取られております。30 年前に家を建てられた時に一部畑が残っていたということで、始末書が添付されております。ご審議よろしく申し上げます。

議 長 ここで事務局より、案件につきまして農地転用許可の検討事項についての説明をお願いいたします。事務局。

事務局 それでは、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、ご説明を申し上げます。転用目的等につきましては、先ほど委員から報告がありましたとおりです。

申請番号 1 番は、都市計画法に規定する用途地域に定められた農地に該当し、第 3 種農地と判断されますので、転用は可能であると思われます。

議 長 ただ今、申請番号 1 番につきまして説明がありましたが、案件につきまして何か質問、ご意見はありませんか。発言がある方は挙手の後、指名を受け、起立して、発言をお願いいたします。併せて推進委員の質問、ご意見をお尋ねし

ます。

議 長 何か質問等はありませんか。
 (意見なし)

議 長 意見も無いようですので、議案第 51 号につきまして承認されます方の挙手を求めます。
 (委員挙手)

議 長 全員挙手です。よって、議案第 51 号は、原案どおり承認することに決定されました。

議 長 日程第 5、議案第 52 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を上程し、議題といたします。
 議案第 52 号につきまして、事務局より提案理由の説明を求めます。事務局。

事務局 議案第 52 号、農地法第 5 条の規定による許可申請について
 次のとおり許可申請があったので審議を求める。
 令和 4 年 10 月 11 日提出 宇城市農業委員会会長 中山秀光
 農地法第 5 条の規定による許可申請について、農地法関係事務処理要領の第 4 の 1 の (4) のアの規定により意見を決定するため審議を求める。以上です。

議 長 それでは、各委員から案件につきましての説明及び現地調査報告をお願いいたします。調査報告にあたっては、省略することなく他の委員にも状況が解るように説明をお願いいたします。

議 長	申請番号 1 番は、	三角 4	村山委員より
	申請番号 2 番は、	不知火 1	中林委員より
	申請番号 3 番は、	6 番	本郷委員より
	申請番号 4 番及び 5 番は、	7 番	本崎委員より
	申請番号 6 番は、	8 番	山田委員より
	申請番号 7 番は、	松橋 5	上村君博委員より
	申請番号 8 番及び 9 番は、	9 番	川村委員より
	申請番号 10 番は、	小川 5	野田委員より
	申請番号 11 番は、	13 番	本田委員より
	それぞれ説明を求めます。		

村山推進委員 申請番号 1 番について説明します。詳細は記載のとおりです。転用理由は農家住宅です。譲渡人と譲受人は同じ集落の方です。譲受人が現在住まわられてい

る家は、家の前に川が流れており、梅雨時期には過去2回ほど床下浸水があり、安全な場所への移転は長年の願いであり今回の申請となっております。排水同意及び隣接同意も取られています。ご審議よろしくお願いします。

中林委員

申請番号2番について説明します。詳細は記載のとおりです。場所は〇〇と〇〇の近くです。借人は貸人の孫になります。借人の現在の住居が手狭になったため、祖母の畑の一部を借り受け、住宅を建設する計画です。隣接同意、排水同意もあり何ら問題ないと思います。ご審議よろしくお願いします。

本郷委員

申請番号3番について説明します。詳細は記載のとおりです。転用理由は宅地拡張です。写真を見てもらうとわかりますように、車が止まっている前の部分の〇〇㎡ですが、こちらが譲受人と隣接する譲渡人の土地の一部で、まだ農地として残っていたために、今回売買して取得したいとの申請であります。隣接同意、排水同意も取られておりまして、何ら問題はないかと思います。写真のとおり砂利を入れられて駐車場として長年使われておりましたので、始末書を添付されております。ご審議よろしくお願いします。

本崎委員

申請番号4番について説明します。詳細は記載のとおりです。この案件は〇月の総会に一時転用申請で上がっていた案件で、その時は〇〇調査で転用してありました。現在は〇〇調査も終わりました、本体の設計も完了したということで今回の申請となっております。場所は〇〇の〇〇の近くの〇〇線に接しているところです。申請理由は〇〇修理工場です。隣接農地はありません。排水同意は添付してあります。問題はないかと思います。ご審議よろしくお願いします。

続きまして、申請番号5番について説明します。詳細は記載のとおりです。この案件は30数年前に発しているところでございまして、当時の借主も貸主ももう二人とも亡くなっているという現状でございます。現在の借主は、申請はしてあるものと思っていたとのことで、未申請と知って驚いているということです。始末書添付でございます。今回、30年間の賃借ということで申請されております。排水同意、隣接同意も取られております。ご審議よろしくお願いします。

山田委員

申請番号6番について説明します。詳細は記載のとおりです。転用理由は貸資材置場です。場所は〇〇学校から北側に入った200mぐらいのところで、住宅地の中にあります。譲受人の息子さんが〇〇業を営まれているということで、貸資材置場として申請されています。排水同意、隣接同意も取られており何ら問題ありません。また、始末書が添付されておりますが、以前に建物が建っていたということで砂利が敷き詰められています。ご審議よろしくお願いします。

**上村君博推進
委員**

申請番号 7 番について説明します。詳細は記載のとおりです。転用理由は駐車場です。場所は〇〇の南側です。地目は畑ですが、現況は山林化しています。そこを従業員の駐車場と中古車置場として使いたいということで申請されています。隣接同意及び排水同意も取られています。特に問題ないと思います。ご審議よろしくお願いします。

川村委員

申請番号 8 番について説明します。詳細は記載のとおりです。転用理由は建売住宅です。4 棟計画されています。場所につきましては、〇〇から南側に 300 m ぐらいになります。近くに〇〇学校、〇〇保育園もあり住宅地の一角になります。隣接農地はありません。排水同意はあり何ら問題ないと思われます。

続きまして、申請番号 9 番について説明します。詳細は記載のとおりです。転用理由は貸駐車場です。資料を見てもらいますと申請地の隣に〇〇公園があります。公園の駐車場が手狭のため、ここを貸し出すということです。隣接地はありません。排水同意はあり支障はないと思います。ご審議よろしくお願いします。

野田推進委員

申請番号 10 番について説明します。詳細は記載のとおりです。転用理由は〇〇販売店です。場所は〇〇から南へ 200m ぐらい行った所になります。始末書添付となっていますが、20 年ぐらい前に〇〇があった所で、現況は宅地と一部農地になっています。ご審議よろしくお願いします。

本田委員

申請番号 10 番について説明します。詳細は記載のとおりです。申請理由は個人住宅です。場所は〇〇から南に 500m ぐらいの所になります。隣に〇〇施設があります。事前に砂利を入れ駐車場として利用しており、始末書が添付してあります。排水同意、隣接同意はあり支障はないと思われます。ご審議よろしくお願いします。

議 長

ここで事務局より、案件につきましての農地転用許可の検討事項について説明をお願いします。事務局。

事務局

農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、ご説明を申し上げます。転用目的等につきましては、先ほど委員から報告がありましたとおりです。

申請番号 1 番及び 2 番、7 番は、10ha 以上の規模の一団の農地の区域内にある第 1 種農地ではありますが、集落に接続して転用されるものであり第 1 種農地の不許可の例外に該当し、転用は可能であると思われます。

申請番号 3 番及び 5 番、9 番、10 番は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当し、農地区分は第 2 種農地と判断されますので、転用は可能であると思われます。

申請番号 4 番は、特定土地改良事業の対象となった第 1 種農地ではあります

が、今回の転用目的が〇〇修理工場であり、これは一般国道又は県道の沿道の区域に流通業務施設など、これらに類する〇〇の〇〇上必要な施設として、〇〇修理工場が第 1 種農地の不許可の例外に該当し、転用は可能であると思われます。

申請番号 6 番は、都市計画法に規定する用途地域が定められた農地に該当し、第 3 種農地と判断されますので、転用は可能であると思われます。

申請番号 8 番及び 11 番につきましては、幅 4m 以上の道路に上・下水道が埋設され、概ね 500m 以内に〇〇保育園と〇〇学校があることから農地区分は第 3 種農地と判断されますので、転用は可能であると思われます。以上です。

議 長 ただ今、申請番号 1 番から 11 番につきまして説明がありましたが、案件につきまして何か質問、ご意見はありませんか。発言がある方は挙手の後、指名を受け、起立して、発言をお願いいたします。併せて推進委員の質問、ご意見をお尋ねします。

早川推進委員 はい。

議 長 はい。早川推進委員。

早川推進委員 資料を見ますと「農家住宅」とか「個人住宅」とか記載してありますが、この違いは何ですか。

議 長 事務局からお願いします。

事務局 農家住宅と個人住宅の違いは、面積制限の違いがありまして、農家住宅は農業用倉庫などが必要になりますので、通常の個人住宅の面積制限がおおよそ 500 m²を超えないものに対し、農家住宅の場合はおおよそ 1,000 m²を超えないものとなりまして、転用の面積制限の違いで表記を分けております。

議 長 早川推進委員、よろしいでしょうか。

早川推進委員 はい。

議 長 他に何か質問等はありませんか。
(意見なし)

議 長 意見もないようですので、議案第 52 号につきまして承認されます方の挙手を求めます。
(委員挙手)

議 長 全員挙手です。よって、議案第 52 号は、原案どおり承認することに決定されました。

議 長 日程第 6、議案第 53 号「農業経営基盤強化促進事業の実施に伴う宇城市農用地利用集積計画の決定について」を上程し、議題といたします。
議案第 53 号につきまして、事務局より提案理由の説明を求めます。事務局。

事務局 議案第 53 号、農業経営基盤強化促進事業の実施に伴う宇城市農用地利用集積計画の決定について

次のとおり農用地利用集積計画案について、審議を求める。

令和4年10月11日提出 宇城市農業委員会会長 中山秀光

基盤強化法第18条第1項の規定による農地利用集積計画について、基盤強化法の基本要綱の第9の3の(1)の規定により農用地利用集積計画案を決定するため、審議を求める。

議 長 議案の賃貸借権設定につきましては、各委員に送付しておりました総会議案により確認してきておられると思いますので、案件ごとの説明は割愛させていただきます。

それでは、各案件につきまして何か質問、ご意見はありませんか。発言がある方は挙手の後、指名を受け、起立して、発言をお願いいたします。併せて推進委員の質問、ご意見をお尋ねします。

議 長 何か質問等はありませんか。
(意見なし)

議 長 意見もないようですので、議案第 53 号につきまして、承認されます方の挙手を求めます。
(委員挙手)

議 長 全員挙手です。よって議案第 53 号は、原案どおり承認することに決定されました。

議 長 以上で本日の日程は全て終了いたしました。
これもちまして、令和 4 年 10 回宇城市農業委員会総会を閉会いたします。
慎重なご審議、ありがとうございました。

閉 会 (午後 2 時 33 分) 職務代理者の号令による、起立、礼。

